令和７年度　学力向上総合推進事業＜技術・家庭＞

　　「めざせ！ものづくり名人」　種目（１）

**「中学生『ものづくり』作品コンテスト」実施要項**

１　目　　的

（１）生徒が自分自身の生活を見つめ、願いや課題をもってものづくりに取り組むことを通

して、知識及び技術の向上を図る。

（２）作品製作に励んだ成果を認め励ますことにより、より豊かな生活を営む力と問題解決

能力の育成を図る。

２　主　　催　　　岐阜県教育委員会

　　　　　　　　　岐阜県小中学校教育研究会中学校技術・家庭科研究部会

３　事業概要　　　生徒が生活を見つめ、より豊かにする願いをもち、製作に主体的に取り

組んだ作品を広く募集して、優れた作品を公表する。

４　応　　募

（１）資　　格 　県内の中学校、義務教育学校（後期課程）及び特別支援学校中学部に在

　　　　　　　　　籍する生徒

（２）応募作品　　以下の２部門にて作品を募集する。

・Ⅰ部門（授業内製作作品）

技術分野・家庭分野とともに、総製作時間（設計・製作を含む。）数のうち、８０％以上の時間が教科の授業中に創造製作した作品部門（総合的な学習の時間、放課後の活動、部活動、休み時間等は、教科の授業中の製作活動とみなさない。授業で製作した作品のみをⅠ部門とする。）

・Ⅱ部門（自主製作作品）

技術分野・家庭分野とともに、**技術・家庭科で学習した知識及び技術を生かして製作した創造作品**で、Ⅰ部門（授業内製作作品）に該当しない部門（総合的な学習の時間、長期休業や放課後の活動、休み時間等で製作したもの。）

【大きさ等の制限】

・縦＋横＋高さ＝１６０ｃｍ以下、重量２５ｋｇ以下であること。

【作品製作費の制限】

・Ⅰ部門は、製作費が５,０００円以下であること。

【留意事項】

・家庭分野の衣類に関して１着の重さは、作品規定を超えてはならない。

・２人以上で製作した作品は、Ⅱ部門で応募すること。

・著作権、知的財産権を侵害しない作品であること。

・補足説明の資料はＡ３までの大きさの用紙１枚以内かＡ４サイズのファイルとする。

（３）応募締切 地区審査：令和７年　９月１１日（木）まで※レポートのみ審査

　　　　　　　　　　　※Ⅰ部門・Ⅱ部門とも同一締め切りとする。

（４）応募方法　　（ア）各学校から「学校取りまとめ用紙」を**電子メールにて**送付。

　　　（地区審査）　　 ・申 込 先＝義務教育課 技術・家庭科担当宛て

　　　　　　　　　　　　　　　 電子メール：[c17785@pref.gifu.lg.jp](mailto:c17785@pref.gifu.lg.jp)

（イ）「応募用紙①・②」を**郵送にて**送付。

【送付先】

飛騨・東濃地区　→多治見市立多治見中学校

〒507-0803　岐阜県多治見市美坂町4丁目10

美濃・可茂地区　→郡上市立白鳥中学校

〒501-5122　岐阜県郡上市白鳥町為真761番地1

岐阜地区　　　　→瑞穂市立穂積中学校

〒501-0222　岐阜県瑞穂市別府1888番地

西濃地区　　　　→池田町立池田中学校

〒503-2418　岐阜県揖斐郡池田町草深485番地の1

５　審査・表彰

Ⅰ部門（授業内製作作品部門）

（１）地区審査　　（ア）会　場　　県内地区会場

飛騨・東濃地区　→多治見市立多治見中学校

〒507-0803　岐阜県多治見市美坂町4丁目10

美濃・可茂地区　→郡上市立白鳥中学校

〒501-5122　岐阜県郡上市白鳥町為真761番地1

岐阜地区　　　　→瑞穂市立穂積中学校

〒501-0222　岐阜県瑞穂市別府1888番地

西濃地区　　　　→池田町立池田中学校

〒503-2418　岐阜県揖斐郡池田町草深485番地の1

（イ）審査員　・岐阜県中学校技術・家庭科研究部会 役員及び研究員

・岐阜県教育委員会技術・家庭科担当指導主事

（ウ）表　彰　　応募者全員に参加証（努力を讃えて）を贈る。

（２）県審査　　　（ア）会　場　　岐阜県総合教育センター

（イ）審査員　・岐阜県中学校技術・家庭科研究部会　役員及び研究員

　　　　　　　　　　　　　　 ・岐阜県教育委員会技術・家庭科担当指導主事

（ウ）表　彰　・優秀な作品を製作した生徒に表彰状を授与する。

（３）審査の観点　①生活に根ざした作品：生活とのつながりを意識できる作品であるか。

　　　　　　　　 ②創意工夫ある作品：創意工夫が認められるものであるか。

　　　　　　　　　③正確さに基づいた作品：適切な方法で正確に加工や製作ができているか。

　　　　　　　　　④実用性ある作品：実用的であるか。

Ⅱ部門（自主製作作品部門）

（１）地区審査　　（ア）会　場　　県内地区会場

飛騨・東濃地区　→多治見市立多治見中学校

〒507-0803　岐阜県多治見市美坂町4丁目10

美濃・可茂地区　→郡上市立白鳥中学校

〒501-5122　岐阜県郡上市白鳥町為真761番地1

岐阜地区　　　　→瑞穂市立穂積中学校

〒501-0222　岐阜県瑞穂市別府1888番地

西濃地区　　　　→池田町立池田中学校

〒503-2418　岐阜県揖斐郡池田町草深485番地の1

（イ）審査員　・岐阜県中学校技術・家庭科研究部会 役員及び研究員

・岐阜県教育委員会技術・家庭科担当指導主事

（ウ）表　彰　・優秀な作品を製作した生徒に表彰状を授与する。

・審査に応募した者に参加証（努力を讃えて）を贈る。

（２）県審査 　 （ア）会 場　　岐阜県総合教育センター

　　　　　　　 　（イ）審査員　・岐阜県中学校技術・家庭科研究部会　役員及び研究員

　　　　　　　　　　　　　　 ・岐阜県教育委員会技術・家庭科担当指導主事

（ウ）表　彰　 ・優秀な作品を製作した生徒に最優秀賞、優秀賞を贈る。

・最優秀賞、優秀賞以外の作品は入選としてその作品を

製作した生徒に賞状を授与する。

（３）審査の観点　①生活に根ざした作品：生活を見つめ、よりよいものにしようという願いが込められているか。

　　　　　　　　 ②創意工夫ある作品：願いが実現できるような創意工夫がなされているか。

　　　　　　　　　③正確さに基づいた作品：習得した知識や技術が正確・確実に活用されているか。

　　　　　　　　　④実用性ある作品：実用性があり、完成度の高い作品であるか。

６　そ の 他　　・生成ＡＩによる生成物を自己の成果物として応募・提出しないこと。

「初等中等教育段階における生成ＡＩの利用に関する暫定的なガイドラ インより」

・「学校とりまとめ用紙」「応募用紙①・②」は以下のＵＲＬにてダウンロードして使用すること。

岐阜県総合教育センターの教科ＷｅｂページＵＲＬ

<https://webc.gifu-net.ed.jp/gika>

・地区審査はレポート審査を行う。地区審査を通過し、県審査進出作品は、作品を岐阜県総合教育センターへ後日送付もしくは搬入し、作品及びレポートの審査により優秀作品を決定する。

・電子メールにて提出となる「学校取りまとめ用紙」は、賞状に印字する原本となるため、学年や氏名、作品名を正確に記入すること。

　　　　　　・レポート送付先と「学校とりまとめ用紙」の送付先が違うため、上記応募方法を確認すること。

・地区審査の結果の通知を、９月１９日（金）以降に行う。

・県審査は、作品及びレポートの審査となるため、作品の送付、搬出入が必要となる。方法については、協議の上決定する。

　　　　　　　　　　※搬出入場所：岐阜県総合教育センター

　　　　　　　　　　　搬入日時　：別途連絡

　　　　　　　　　　　搬出日時　：別途連絡

７　連絡及び問合せ先

　　　　　　　　　岐阜県教育委員会義務教育課　中学校技術・家庭科担当

　ＴＥＬ：（０５８）２７２－１１１１（内線８５９５）

　　　岐阜県総合教育センターの教科ＷｅｂページＵＲＬ

　 https://webc.gifu-net.ed.jp/gika